



2026年7月9日

各 位

会 社 名 株式会社焼肉坂井ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 高橋 仁志
(東証スタンダード市場・コード番号 2694)
問合せ先 取締役管理本部長 山下 淳
(TEL. 052 - 910 - 1729)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2026年7月24日		
(2) 処分する株式の 種 類 及 び 数	当社普通株式 283,000株		
(3) 処 分 価 額	1株につき 70円		
(4) 処 分 総 額	19,810,000円		
(5) 処 分 予 定 先	当社の取締役（社外取締役を除きます。）	4名	200,000株
	当社の上級執行役員	3名	63,000株
	当社の執行役員	2名	20,000株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2018年5月15日開催の当社取締役会において、当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、当社の対象取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議いたしました。また、2018年6月27日開催の第59回定時株主総会において、同制度に基づき、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額50百万円以内として設定すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として割当を受けた日より20年間から30年間までの間で当社取締役会が定める期間とすること等につき、ご承認をいただいております。

また、当社は、当社の上級執行役員、執行役員及び使用人並びに当社の子会社の取締役に対しても同様の譲渡制限付株式報酬制度（以下、総称して「本制度」といいます。）を導入いたしました。

そのため、本自己株式処分は、本制度の一環として、対象取締役、当社の上級執行役員及び当社の執行

役員（以下、総称して「対象取締役等」といいます。）を対象に実施されるものです。今回、当社は対象取締役等9名に対し、本制度の目的、当社の業績、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計19,810,000円を付与することにいたしました（このうち、対象取締役4名に対して付与する金銭報酬債権の合計は14,000,000円となります。）。

3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

当社と対象取締役等は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間

2026年7月24日～2056年7月23日

（2）譲渡制限の解除条件

当社は原則として、対象取締役等が当社の取締役である場合は、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで、対象取締役等が当社の上級執行役員又は執行役員である場合は、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の事業年度の末日まで、継続して当社又は当社の子会社の取締役、監査役、上級執行役員、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、対象取締役等が当社及び当社子会社の取締役、監査役、上級執行役員、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した直後の時点をもって、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式（以下「本割当株式」といいます。）のうち当該時点において対象取締役等が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、対象取締役等が、譲渡制限期間の満了時点まで継続して当社又は当社子会社の取締役、監査役、上級執行役員、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあった場合には、当該時点において対象取締役等が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除しないものとします。

加えて、対象取締役等が当社の取締役の場合で、かつ、対象取締役等が当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社及び当社子会社の取締役、監査役、上級執行役員、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には2026年7月から、また、対象取締役等が当社の上級執行役員又は執行役員である場合で、かつ、対象取締役等が当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の事業年度の末日までに当社及び当社子会社の取締役、監査役、上級執行役員、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には2026年4月から、当該退任又は退職した日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とします。）に、当該時点において対象取締役等が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。）の本割当株式につき、当該退任又は退職の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

（3）当社による無償取得

本割当株式について譲渡制限が解除されないことが決定した時点で、当社は当該本割当株式の全部を当然に無償で取得するものといたします。

（4）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、対象取締役等がSMB C日興証券株式会社に開設した専用口座で管理されるものといたします。当社及び対

象取締役等は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関連してSMB C日興証券株式会社との間において契約を締結しております。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意しております。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間満了より前に到来するときに限るものとし、以下「組織再編等承認時」といいます。）であって、かつ当該組織再編等に伴い対象取締役等が当社及び当社子会社の取締役、監査役、上級執行役員、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職することとなる場合には、当社取締役会の決議により、本割当株式の全部又は一部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除するものいたします。

また、組織再編等承認時には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものいたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

対象取締役等に対する本自己株式処分は、本制度に基づく譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026年7月8日（当社取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である70円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上